

# 宮古馬保存会の紹介について

## ■ 保存会発足の経緯

宮古島において、宮古馬の保存が始まったのは、昭和51年7月に、琉球大学農学部助教授新城明久、日本畜産学会報第47巻第7号で「宮古馬の体型と改良の経過」を発表したことを受け、同年11月に、宮古畜産技術員会が、宮古馬の実態調査を行い、純粋に近い14頭を確認したのが始まりです。

その後、昭和52年1月には、宮古市町村経済担当課長会で宮古馬の保存策について検討が行われ、同年5月には、宮古家畜保健衛生所宮古支所が宮古馬の雄1頭、雌1頭を導入し保存に向けての取り組みが行われました。

昭和52年11月には、平良市役所内に宮古馬保存対策会議が開かれ、市営の熱帯植物園で飼育することが確認され、昭和53年4月に宮古馬3頭を購入し、飼育がはじまりました。また、同月には、具志川市の名護宏明氏が、宮古馬1頭（雄：「太平号」：具志川市の名護市長が命名）を平良市に寄贈し、昭和53年5月には、宮古馬保存会結成準備会が平良市役所内に設置され、昭和55年4月1日に、宮古馬保存会が発足し現在に至っております。

## ■ 荷川取牧場(荷川取明弘)での放牧風景





■ 宮古馬牧場（島尻博之）での放牧風景 西平安名岬（にしへんなさき）



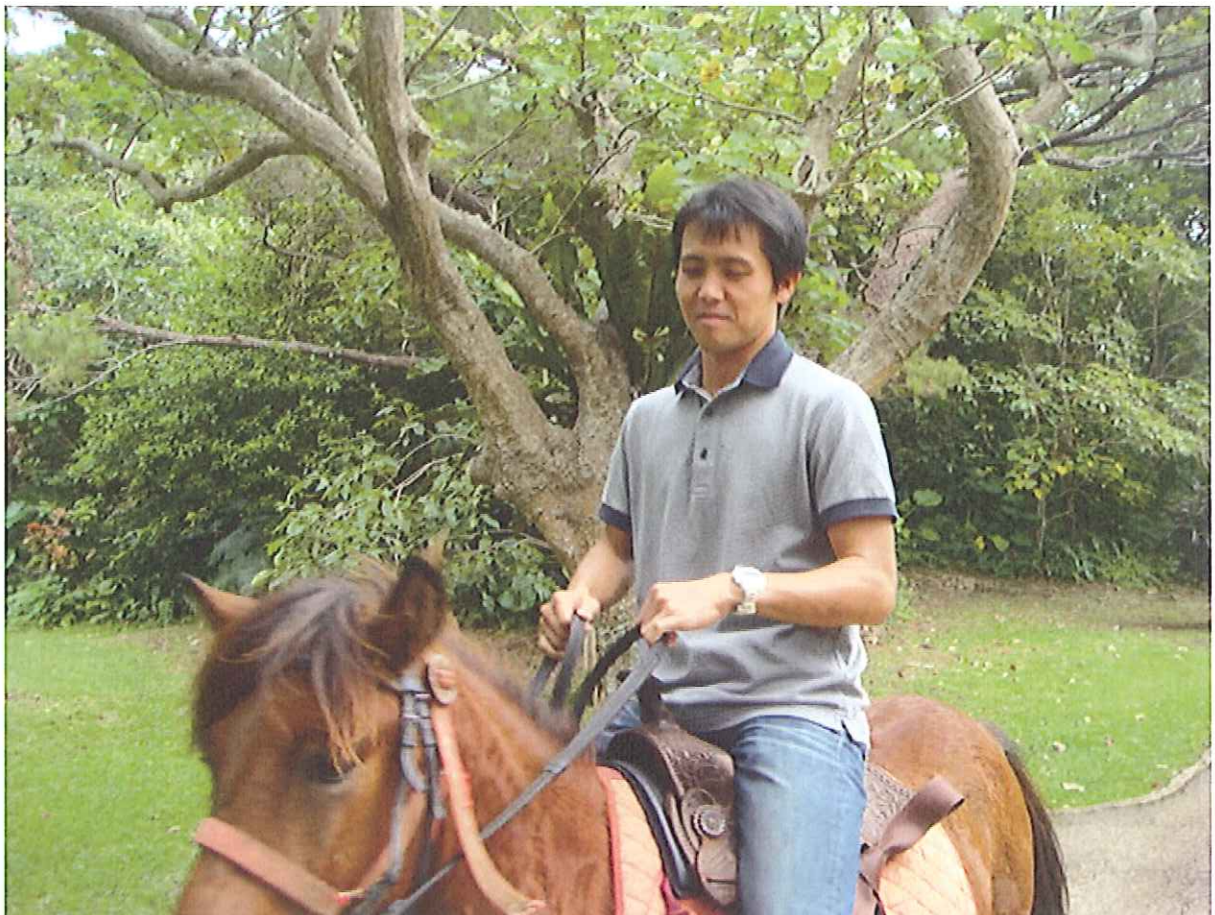


## ■ 宮古馬の保存と活用

宮古馬を保存していくためには、その活用が重要な鍵となります。そのため、宮古島市では、観光活用について積極的な支援を行ってきており、平成23年4月には、宮古島市熱帯植物園内における体験乗馬が本格的にスタートしました。

写真（熱帯植物園の厩舎）







■ 宮古馬を地域資源として活用（サニツ浜カーニバルでの競馬）

下地与那覇湾は、干潮時に700haに渡る広大な砂地の干潟が出現します。その砂地を利用した競馬やビーチバレーなどの新旧おりまぜたスポーツイベントが、サニツ浜カーニバルです。

これは、誰でも気軽に参加できることから、地元住民や観光客などに絶大な人気があり、毎年盛大に開催され、今年度で21回目の大会となりました。

写真（サニツ浜カーニバルでの競馬の様）







競馬が終わったあとには体験乗馬が行われました。



■子馬と戯れる



■ 結婚式を宮古馬で挙行（荷川取牧場初の試み）



■ 宮古馬に乗り披露宴会場へ向かう児玉さん夫妻



宮古馬に乗り披露宴会場へ向かう児玉さん夫妻と馬守の荷川取さん（左）＝24日、友利の増愛漁港近く



## ■宮古馬保存の状況

昭和52年から始まった宮古馬の保存は、当初家畜保健衛生所宮古支所の宮古馬2頭（雄1、雌1）の導入から始まりました。また、昭和53年4月には、平良市役所が、宮古馬3頭を導入（かりゆしゃ）（雌）、かぬしゃ（雌）、ぬかりゃ（雌）が導入され、同年に具志川市より、宮古馬1頭（太平号（雄）：29才）が寄贈され、本格的な増殖が進められました。

しかしながら、これら導入された雌馬の平均年齢が13才と高齢だったため、唯一受胎したのが、ゆかりゃ号で、昭和55年6月20日に、初の宮古馬二世（雄・平太号）が誕生しました。

その後、昭和58年には、栗国より1頭（雌・栗姫号）を導入。（宮古で生まれ栗国に渡った馬である。）さらに昭和60年には、栗国より3頭導入。（雌・ひさお号、雄・川田号、雌・せつこ号）を導入し、昭和61年～昭和63年にかけて栗国より3頭導入。（雄・勝利号、雌・たかこ号、雌・かおる号、雌・けいこ号）これらの馬のうち宮古で生まれた平太号と栗国から導入された10頭が、現在の宮古馬の系統となっております。

宮古馬の現在の頭数は、23年11月時点で、34頭（十勝牧場の4頭含む）となっており、宮古馬保存会では、当面の目標を50頭と定め、その増殖に取り組んでいるところです。

■具志川市より寄贈された「太平号」は宮古島市博物館で剥製となって展示されている。



## 宮古馬登録一覧

基準日 2011/11/1

| 番号 |    | 飼養管理者名  | 住所          | 名前    | 性別 | 生年月日      | 年齢   | 父   | 母    |
|----|----|---------|-------------|-------|----|-----------|------|-----|------|
| 1  | 1  | 荷川取明弘   | 下里2718-3    | タケ原   | 雄  | S63.5.12  | 23.5 | 不明  | けいこ  |
| 2  | 2  | 荷川取明弘   | 平良字下里2718-3 | 太陽    | 雄  | H10.2.17  | 13.7 | 旭   | かおる  |
| 3  | 3  | 荷川取明弘   | 平良字下里2718-3 | 大風    | 雄  | H10.10.16 | 13.1 | タケ原 | せつこ  |
| 4  | 4  | 豊見山恵昌   | 下地字上地327-1  | 雄飛    | 雄  | H11.10.12 | 12.1 | タケ原 | せつこ  |
| 5  | 5  | 島尻博之    | 狩俣793-1     | 愛     | 雌  | H14.10.25 | 9.0  | 大風  | 雛子   |
| 6  | 6  | 豊見山恵昌   | 下地字上地327-1  | 馬美    | 雌  | H15.4.7   | 8.6  | 野原盡 | あつこ  |
| 7  | 7  | 荷川取明弘   | 平良字下里2718-3 | ゆい    | 雌  | H15.2.3   | 8.7  | 勝利  | せつこ  |
| 8  | 8  | 荷川取明弘   | 平良字下里2718-3 | 美羅    | 雌  | H15.3.6   | 8.7  | 前浜  | 英子   |
| 9  | 9  | 荷川取明弘   | 平良字下里2718-3 | シャークン | 雄  | H16.10.14 | 7.1  | 大風  | ゆうむつ |
| 10 | 10 | 島尻博之    | 狩俣793-1     | 宮美    | 雌  | H16.9.28  | 7.1  | タケ原 | かおる  |
| 11 | 11 | 島尻博之    | 狩俣793-1     | うらら   | 雌  | H16.3.20  | 7.6  | タケ原 | 雛子   |
| 12 | 12 | 島尻博之    | 狩俣793-1     | 望     | 雌  | H17.1.25  | 6.8  | タケ原 | 美麗   |
| 13 | 13 | 荷川取明弘   | 平良字下里2718-3 | あぐり   | 雌  | H17.9.20  | 6.1  | タケ原 | かおる  |
| 14 | 14 | 宮古総合実業高 | 平良字下里280    | 美羽    | 雌  | H18.3.5   | 5.7  | 次郎  | 英子   |
| 15 | 15 | 島尻博之    | 狩俣793-1     | さくら   | 雌  | H18.3.17  | 5.6  | 勝利  | 愛    |
| 16 | 16 | 荷川取明弘   | 平良字下里2718-3 | 空     | 雄  | H18.9.7   | 5.2  | タケ原 | ゆい   |
| 17 | 17 | 与那覇勝利   | 上野字野原1077   | きゃーん  | 雌  | H19.3.18  | 4.6  | タケ原 | 美麗   |
| 18 | 18 | 荷川取明弘   | 平良字下里2718-3 | 栄     | 雄  | H19.6.18  | 4.4  | タケ原 | 美羅   |
| 19 | 19 | 砂川順正    | 城辺字保良482    | しんご   | 雄  | H20.4.17  | 3.5  | タケ原 | 美麗   |
| 20 | 20 | 荷川取明弘   | 平良字下里2718-3 | ひので   | 雄  | H20.4.27  | 3.5  | 前浜  | 富美   |
| 21 | 21 | 砂川順正    | 城辺字保良482    | カノン   | 雌  | H20.5.15  | 3.5  | 前浜  | さくら  |
| 22 | 22 | 与那覇勝利   | 上野字野原1077   | 智     | 雄  | H20.5.17  | 3.5  | 前浜  | 望美   |
| 23 | 23 | 島尻博之    | 狩俣793-1     | 瑠璃    | 雌  | H20.5.19  | 3.5  | 前浜  | うらら  |
| 24 | 24 | 荷川取明弘   | 平良字下里2718-3 | スイン   | 雌  | H21.1.14  | 2.8  | タケ原 | ゆい   |
| 25 | 25 | 荷川取明弘   | 平良字下里2718-3 | みどり   | 雌  | H21.12.9  | 1.9  | タケ原 | ゆい   |
| 26 | 26 | 下地哲也    | 平良字西里2052-7 | 春     | 雄  | H22.3.19  | 1.6  | 勝利  | きゃーん |
| 27 | 27 | 荷川取明弘   | 平良字下里2718-3 | 翼     | 雄  | H22.5.30  | 1.4  | 太陽  | 愛美   |
| 28 | 28 | 荷川取明弘   | 平良字下里2718-3 | れもん   | 雌  | H22.6.22  | 1.4  | 空   | あぐり  |
| 29 | 29 | 荷川取明弘   | 平良字下里2718-3 | 光     | 雄  | H22.6.27  | 1.3  | タケ原 | 美羅   |
| 30 | 30 | 島尻博之    | 狩俣793-1     | 愛誠    | 雄  | H22.10.29 | 1.0  | 次郎  | うらら  |
| 31 | 1  | 十勝牧場    |             | いさみが  | 雌  | H7.5.22   |      | タケ原 | かおる  |
| 32 | 2  | 十勝牧場    |             | 旭     | 雄  | H4.3.17   |      | 勝利  | せつこ  |
| 33 | 3  | 十勝牧場    |             | 麻姑    | 雌  | H13.5.1   |      | 旭   | いさみが |
| 34 | 4  | 十勝牧場    |             | 麻依    | 雌  | H20.4.27  |      | 旭   | いさみが |

## ■宮古馬の各種イベント参加状況（4月～3月）

4月：宮古の海開きにおける体験乗馬

5月：鯉のぼりフェスタ

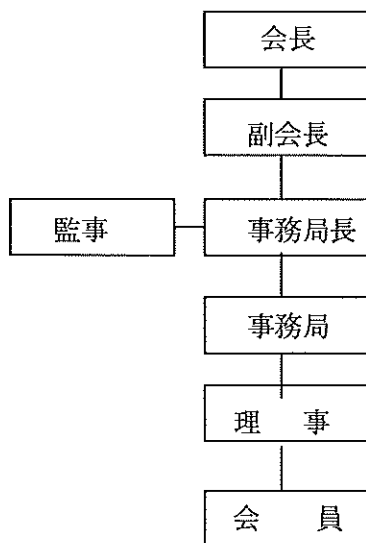
：宮古パラダイス GW イベント体験乗馬

7月：サニツ浜カーニバル競馬&乗馬体験

10月：宮古牛まつりににおける体験乗馬

2月：少年自然の家まつり体験乗馬

## ■宮古馬保存会組織図



## ■宮古馬保存会規則

### 第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 この会は、宮古馬保存会（以下「保存会」という。）と称し、事務所を宮古島市上野字上野395-1（宮古島市農林水産部畜産課内）に置く。

（目的）

第2条 この会は、当地（宮古島）在来の生きた文化財である宮古馬の保存育成と利活用に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 前条目的達成のため、次の事業を行う。

- （1）宮古馬の保留管理事業に関する事。
- （2）宮古馬の計画交配育成事業に関する事。
- （3）宮古馬の登録業務に関する事。
- （4）宮古馬の資料収集保管に関する事。
- （5）宮古馬の活用に関する事。
- （6）その他宮古馬の保存に関する事。

### 第2章 会員及び機構

（会員）

第4条 保存会の会員は、宮古馬の保存繁殖の趣旨を理解、賛同する者で、宮古馬の飼養者及び専門家、行政、団体並びに個人を持って組織する。

2 会員の人選及び指定馬の選定については別に定める。

(専門部会)

第5条 保存会の事業を円滑に遂行するために、専門部会を設置することができる。

2 専門部会等については別に定める。

(事務局)

第6条 保存会の事務局を宮古島市農林水産部畜産課内に置く。

2 事務局には、事務局長、書記及び会計を置く。

### 第3章 役員

(役員)

第7条 会長は宮古島市長、副会長は農林水産部長とするものとする。

(監事)

第8条 監事は、会長が会員の同意を得て選任するものとする。

2 監事は、保存会の会計事務を監査するものとする。

(理事)

第9条 理事の構成は、宮古島市長及び行政関係者等を持って組織する。ただし、会長が認めた場合はその限りではない。

2 理事は、会務を執行する。

(相談役)

第10条 相談役は、会議の議決を経て会長がこれを委嘱するものとする。

2 相談役は、この会の諮問に応じるものとする。

(役員任期)

第11条 役員任期は4年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠により役員に選任されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、宮古島市長においては、選任された日から起算し、市長としての任期満了日までとする。

### 第4章 会議

(会議)

第12条 保存会の会議は、宮古馬保存会会議と称する。

2 会議は、会長が必要と認めた場合、随時開催する。

(会議の招集)

第13条 会議の招集は会長が行う。

(会議の議決)

第14条 会議は、出席者の過半数の同意によって決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

2 会議は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員を選出に關すること。
- (2) 予算及び決算に關すること。
- (3) 事業計画並びに事業報告の承認に關すること。
- (4) 規約の改正に關すること。
- (5) その他必要と認める事項。

(会議の定数)

第15条 会議は、定数の過半数以上が出席しなければ、開催することはできない。ただし、同一事項について2回以上招集しても、定数に達しない場合は、その限りではない。

## 第5章 会計

(事業年度)

第16条 保存会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の充当)

第17条 保存会の経費は、会費、助成金、寄付金その他をもってこれに充てる。

## 第6章 細則

(細則)

第18条 この会則に定めるもののほか、保存会の運営に関し、必要な事項は細則で定める。

附則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。